

(参考様式2)

事前点検シート

【実施要領様式】

計画主体名	和歌山県・和歌山県田辺市		
計画期間 実施期間	平成20年度～平成23年度 平成20年度	総事業費(交付金)	666,000千円 (333,000千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		本宮地区の活性化を図るため、地域資源を活用した施設整備により、入込み客数(交流人口)の増加を目標としており、基本方針における「定住等及び地域間交流の促進の目標」に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		第1次田辺市総合計画及び過疎地域自立促進計画に則した内容であり、産業の活性化を図るものである。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		本宮地域審議会で審議されており、合意に基づくものである。
事業の推進体制は確立されているか		本宮地域審議会で審議に基づき、田辺市の関係部署(政策調整部、商工観光部、総務部、農林水産部及び本宮行政局)が事業推進に係る事務を分掌する。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		世界遺産という地域資源を活用した交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るため、交流拠点施設を整備するものであり、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か		計画期間：H20～23 4カ年・・・3年から5年程度の期間内であり問題なし。 実施期間：H20 1カ年・・・3年以内であり問題なし。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		新設であり、他の助成を振り替えて実施するものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備ではない。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		木造建築物であり、耐用年数は24年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		費用対効果分析により確認。
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）		「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について」に基づき行っており、適切である。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		費用対効果分析の算定結果が1.09となっており、問題なし。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		事業内容：地域資源活用総合交流促進施設 メニュー番号：42 要件種別番号：21 事業実施主体：市町村であり、要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		田辺市が事業主体となって整備する交流促進施設であり、田辺市が定める施設の設置及び管理等に関する規定に従って運営及び管理を行うもので、目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか		和歌山県観光動態調査に基づく平成16年度以降当該地区への入り込み客数については、年間約110万人から150万人で、今後もこれまでの年間平均に当たる約138万人の入り込みを見込んでいる。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。		三重県立熊野古道センターの利用状況を考慮している。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか		本宮地区を訪れるすべての人を対象にしている。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか		本宮行政局、(世界遺産)熊野本宮大社、大斎原(旧社地)等との動線上にあり、観光拠点の中心となっている。

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか		和歌山県設計算定基準を適用しており、適正である。
建設・整備コストの低減に努めているか		資材の一部分離発注により、価格の抑制と品質向上を確保している。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）		附帯施設として施設の敷地内において、管理用の門・柵を設置するほか、世界遺産の動線上にあって、施設を効果的に機能させるため、必要最小限の修景、舗装、植栽等の整備を行うものである。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）		備品として書架、カウンター、プロジェクター等を交付金で整備する。当該備品はいずれもこの施設の運営上必要不可欠のものであって、据付家具として整備することから汎用性の高いものではない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		国道、世界遺産登録施設に隣接しており、適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		市有地であり、確保されている。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		（市財政課）合併特例債、一般財源（地域基盤整備基金）により充当予定。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）		田辺市の直営により適切に維持管理を行う。また、管理に必要な経費は、建設資金計画に併せて調整済みであり、毎年度、田辺市一般会計予算に計上することとしている。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	施設の利用は無料としているため、収支は伴わない。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。